

# 平成25年度 第1回西宮市都市計画審議会

【平成25年11月22日(金) 14:00～15:35】

議案第1号	副会長の互選について
審議結果	副会長に中尾委員を選出。

議案第2号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】 (上山口尼ノ子1生産緑地地区ほか23地区)
審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画の手続きを進めることを承認する。
主な質問 意見等	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産緑地地区の追加指定の実施は阪神間で足並みを揃えているのか。 &lt;当局回答&gt; 追加指定の実施は各自治体の判断による。当市では当初行わない考えであったが、生産緑地地区の重要性が高まっていることから5年に一度見直しを行うこととした。</li><li>・生産緑地地区の変更により税収入の変化はどうか。 &lt;当局回答&gt; 今回の変更により生産緑地が0.54ヘクタールの増となることから、固定資産税収入はその分減となると見込まれる。</li></ul>

報告第1号	西宮市風致地区内における建築物等の規制に関する条例改正手続きについて【報告】
主な質問 意見等	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3種風致地区においては建ぺい率は40パーセント以下となっているが、敷地の小さい住宅を建替える場合 は困難な面があるがどうか。 &lt;当局回答&gt; 風致地区指定の昭和45年以前に建築された建物については、既存の建物と規模が変わらない範囲であれば立替えを認めている。</li><li>・県からの移譲により市の業務が増えるのでは。 &lt;当局回答&gt;許可事務等につきましては平成9年度から市に委任され、平成20年度からは移譲さ</li></ul>

れている。風致地区を追加する場合にはその分業務は増えるが、許可事務については業務量が増加することはない。

・現在、減災のため、武庫川の拡張工事を行っているが、災害を防止することと景観を守ることが両立しない場合の調整、判断はどこがするのか。

<当局回答> 人命を優先する考えから、必要な河川改修を行ってもらう。その中で改修事業の担当者と樹木の移植等景観面での措置ができないか協議していく。

・風致地区の指定で他市とまたがる場合には隣接市と調整を行うのか。

<当局回答> 市境を越えて広域に指定する場合は市が指定することはできない。西宮市の場合、隣接市とまたがっている区域はないので他市と調整することはない。